



- 新興宗教の経営姿勢に学ぶ
- 「裏の努力」と「表の努力」
- 個人型確定拠出年金 (iDeCo=イデコ) を検討しましょう!
- 事業承継で民事信託を活用してみませんか?
- クレジットカード納付 (国税) ができるようになりました

新興宗教の経営姿勢に学ぶ

女優の清水富美加さんが、幸福の科学に出家〈幸福の科学の職員になること〉したことが話題になりました。プロダクションとの契約期間も途中で、多額の違約金を請求される恐れがあるだけでなく、今後日本を代表する女優になる可能性も捨てての出家です。親が信者でやむにやまれない事情があったのでしょうか。親が信者である場合には、子供は系列の学校教育を受け信仰が固定されてしまいます。幸福の科学も無認可ながら大学まで保有し、書籍や映画などのメディアを使ったマーケティングが巧みで、30年ほどの歴史にも関わらず創価学会をしのぐ1千万人以上の信者を獲得しています。

しかし、これら新興宗教も経営について危機感を抱いているそうです。

それはスマホ経由のインターネットの影響です。多くの情報が入手でき疑問に答えをくれる。新興宗教やマルチ商法に勧誘されても、その団体の特性がネットで入手できる。かつては地方から出てきた孤独で寂しい若者がターゲットとなりましたが、地元の友達とも SNS でコミュニケーションがとれ、孤独感にさいなまれたときも SNS でまぎらわす事ができます。したがって新興宗教などの団体が取り入れる隙が少なくなっているともいわれています。信者獲得し、つなぎとめる力のさらなる強化のために清水富美加さんを利用していくつもりなのでしょう。

本来、宗教団体は一度加入すれば信者が脱退しにくい洗脳する仕組みを持ち、信者の獲得も信者自身が行うビジネスモデルです。サービス業は、営業マンを雇えない業種が多いので宗教団体のビジネスモデルは学ぶべき点も多いと思います。一般の商売に置き換えたら、顧客やユーザーが一度利用すると離反せずリピーターになる確率が非常に高く、そしてその顧客が家族など次の顧客を紹介する仕組みです。サービス業などの業種が勝ち残るには、一度利用していただいた顧客を一生の顧客にする事が基本です。そして、さらに顧客からの紹介があれば事業は成長軌道に乗る事ができます。強固なビジネスモデルを実現している新興宗教でさえ、インターネットによる情報公開でその経営者基盤が揺らぎはじめています。インターネットでみればわかるレベルのサービス提供ではやっていけないですし、人口減少社会のなかでも顧客ユーザーやスタッフを獲得し継続していくために、自分の組織の仕組みの何を変えていかなければならないのか考え実現していくことが、私たち組織経営者の使命だと感じました。

成迫 升敏

「裏の努力」と「表の努力」

元プロ野球選手の桑田真澄さんは高校野球で5季連続甲子園に出場し優勝2回など通算20勝をあげました。その後プロ野球に進み巨人のエースとして MVP に輝くなど華々しい活躍もしました。しかし桑田さんの著書「心の野球」によると PL 学園に入学したその日に20cmも背が高い同級生の清原さんを見たときの衝撃は大きく、同じことをしていたのではダメだと思ったそうです。そこで彼は夢を実現するために二つの努力を重ねました。一つはランニングやピッチングなど過酷な練習である「表の努力」。それに対しトイレ掃除や草むしり、ゴミ拾いや挨拶などの野球と全く関係のない「裏の努力」。人の見ていない所で善い行いをすることで、試合でヒット性の打球が野手の正面に飛んでくれたりするのだと感じたそうです。絶対的な実力があつたわけではない彼ですが、表の努力で技術と体力をつけ、裏の努力で運とツキを貯め、バランスよく両立させ結果を残しました。この夢を叶える二つの努力、私たちも見習いたいものです。

高木 幹夫

個人型確定拠出年金（iDeCo=イデコ）を検討しましょう！

本年 1 月より制度が改正され公務員や主婦も加入できるようになり、注目が集まっている**個人型確定拠出年金（以下：iDeCo）**につきまして、今回は仕組みやメリット、注意点等を簡単にご説明します。

iDeCo とは何か？

公的年金とは異なる私的年金の一つです。加入者自身が毎月一定額の掛金を支払い、積み立てをしていながら運用します。将来受け取れる年金額は運用成績次第で変化します。つまり、支払う額は確定していますが、受け取る年金は未定となる商品です。

加入には運営する金融機関（銀行や証券会社や保険会社等）を一つ選び口座開設をし、その金融機関が取り扱っている商品（定期預金や保険、投資信託）を選択して口座管理手数料を支払いながら掛金を運用していきます。

個人事業主の方は年間最大 **81.6 万円**、企業年金なしの会社員や専業主婦は **27.6 万円**、公務員は **14.4 万円**の掛金支払いが可能です。

加入期間が 4 年以上 6 年未満の場合、受取り開始は 63 歳からとなります。また、資金的な余裕があれば 70 歳まで支払い開始時期を延ばすことができます。延期中は掛金を新たに支払う事はできませんが、運用指図はすることができます。



最大の魅力は 3 つの税制メリット

①**掛金支払時** 毎月の掛金が全額「**所得控除**」になるので、その年の所得税や翌年の住民税の負担が軽減されます。

例えば、40 歳以上の会社員で、生命保険料控除が 5 万円、扶養家族 1 名の方が満額の掛金 27.6 万円を支払った場合、年収 400 万円なら約 4 万円、年収 800 万円なら約 8 万円、年収 2,000 万円なら約 12 万円の節税効果となります。つまり、所得税率が高い方ほど掛金額が多いほど効果が高いのです。

老後の資金作りでおなじみの個人年金保険にこれから加入した場合では最大でも所得税で 4 万円、住民税で 2.8 万円の所得控除しか認められません。上記と同じ条件で最大の所得控除としても年収 400 万円では約 5 万円、年収 800 万円では約 1 万円、2,000 万円でも 2 万円弱しか節税効果がありませんので iDeCo の節税メリットの大きさがわかります。

②**掛金運用時** iDeCo は原則 **60 歳**まで引き出すことができない長期運用が目的となります。その間の預金利息や投資信託解約時の利益は全て**非課税**となり効率的にお金を運用することができます。

③**給付時** 60 歳以降に一時金か年金形式（併用も可能な場合あり）で受け取ることができます。一時金として受け取るときは控除額が手厚い「**退職所得控除**」が、年金形式で受け取るときは、毎年「**公的年金等控除**」を差し引いて受け取ることができますので税負担が軽くなります。

注意点は掛金額と管理手数料

毎月の掛金額は年度内に 1 回しか変更ができませんので、急な掛金の減額は難しいことがあります。どうしても支払いが難しくなってしまった際には支払い停止も可能ですが、口座管理手数料はずっと支払い続ける必要があります。原則として 60 歳までは運用している資金は途中解約等で引き出しができないことにも注意が必要です。

一方、専業主婦はご自身で所得税・住民税を支払っていないため所得控除のメリットが無いので、口座管理手数料以上の運用益が必要となってきます。教育資金や住宅購入等の現役世代の資産形成には途中解約もできる NISA が適していますので、資金の配分には十分な検討が必要です。

小規模企業共済と同時加入が可能

個人事業主が主に加入できる退職金積立制度の小規模企業共済制度との同時加入が可能です。小規模企業共済は廃業時に掛金を iDeCo と同様な方法で一時金か年金形式で受け取ることができます。また、途中解約ができ、掛金担保の貸付制度がある一方で、掛金の減額や途中解約時の元本割れするというデメリットの部分が iDeCo と大きく違う点です。

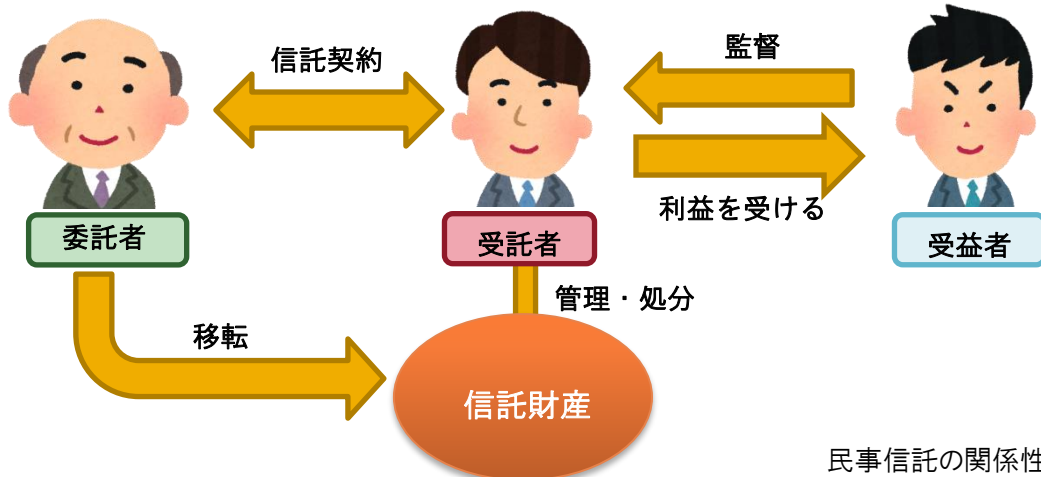
個人事業主の方には当初は予定利率が決まっています元本割れリスクが、自身で解約しない限りほぼない小規模企業共済に加入頂いてから、その後 iDeCo の加入のご検討をお勧めすることが多いです。

退職金縮減や公的年金が縮小される見込みの将来の老後に向けて、今からでも老後資金を自ら作ることもできる iDeCo のご検討を事業主や役員・従業員の方もされてみてはいかがでしょうか。

太田 誠

事業承継で民事信託を活用してみませんか？

平成 18 年の信託法の改正により、事業承継において民事信託を活用できる幅が大きく広がりました。民事信託は信託契約の定め方によって自由な設計が可能であり、事業承継においても先代経営者や後継者の希望に沿った財産の移転が可能となり、最近では事業承継で民事信託を活用するケースが増えてきています。簡単にご説明をすると、民事信託には 3 人の登場人物が出てきます。財産を持っている「委託者」、財産を管理する「受託者」、利益を得る「受益者」の 3 人から成り立ちます。「委託者」が個人の目的のために「受託者」に財産を預け、「受益者」は財産から発生する利益を受け取ることができます。重要な点は財産を管理する「受託者」と利益を受ける「受益者」を分けることができるという点です。



事業承継での民事信託の活用事例を 2 つご紹介します。

■ ケース① ■

A さんは会社経営をしており、自分が引退後は息子に会社を継がせたいと考えています。そこで、自社株式を息子に譲りたいのですが、現時点で息子に経営権を全て持たせるのは、時期尚早だとも思っています。会社の状況も良く今後も株価が上昇し続ける可能性が高いため、早めに自社株式を息子に移したいと考えています。

＝民事信託での対策＝

A さんを「委託者」及び「受託者」にし、後継者の息子を「受益者」にして自社株式の移転を図ります。A さん自身を「受託者」にすることで、「財産の管理」つまりは「議決権行使」は A さんが行うことができ、息子を「受益者」にすることで税務上は自社株式を贈与したことになります。贈与税を抑えるために相続時精算課税制度の利用も可能です。結果的に A さんが経営権を持ちながら自社株式の財産権だけ息子に移転することができます。

■ ケース② ■

B さんは会社の代表取締役をしていますが、自社株式は会長である父親がすべて持っています。父親は高齢のため体調を崩したり、最近は物忘れも酷くなってきており、将来病気や認知症などで会社の意思決定ができなくなるのではないかと心配しています。今後株価が大幅に上昇する可能性は少ないため自社株式は移さないで B さんが会社の意思決定だけをできる状況にしたいと考えています。

＝民事信託での対策＝

会長を「委託者」及び「受益者」にし、B さんを「受託者」することで自社株式を移転せず、B さんが会社の意思決定を行うことができます。会長が自己を「受益者」にすることで税務上は自社株式を移転したことにはならないため贈与税は発生しません。また、B さんを「受託者」にすることで「議決権行使」が可能になり、結果的に経営権のみを B さんに移転することができます。更には信託契約で会長がお亡くなりになった後の「受益者」を B さんに指定しておくことで後継者である B さんが自社株式を承継することができます。

事業承継の場面では今回ご紹介した民事信託を含め様々な手段が考えられます。自社の置かれた状況にあった手段を検討する必要があります。事業承継をお考えの方はお早目に事業承継計画の作成をお勧め致します。ご興味のある方は弊社担当者にご相談ください。

生田 宏明

クレジットカード納付（国税）ができるようになりました

市町村などの一部では、クレジットカードによる税金の納付制度がありました。平成29年1月4日から国税もクレジットカード納付ができるようになりました。そこで今回は、クレジットカード納付についてQ&A方式でご紹介します。

Q1. クレジットカード納付が可能な税目は？

ほとんどの税目が対象となります。具体的には、**所得税・贈与税・法人税・消費税等**が対象です。

Q2. クレジットカード納付ができる金額は？

1,000万円未満です。（クレジットカードには決済可能額がございますので、詳しくはカード会社に確認が必要です。）

Q3. 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口でもクレジットカード納付はできますか？

金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口ではクレジットカード納付はできません。クレジットカード納付は、「国税クレジットカードお支払サイト」を通じてのインターネットを利用した納付手続きのことです。

Q4. クレジットカード納付による手数料等がありますか？

決済手数料がかかります。

決済手数料とは、クレジットカード納付をご利用になる場合、納付される税額に応じて、国税庁長官が指定した民間の納付受託者に対する手数料のことです。納付税額が1万円までは、82円（税込）、以後1万円を超えるごとに82円（税込）を加算した金額になります。

【例：納付額が10万円の場合⇒決済手数料：820円（税込）】

Q5. クレジットカード納付を利用するために準備するものはありますか？

次の2つのものをご準備下さい。

① 国税の申告書や税務署から送付される各種通知書など納付する税目や金額等がわかるもの

② クレジットカード

（利用可能なクレジットカード：Visa・Mastercard・JCB・AmericanExpress・Diners Club・TS CUBIC CARD）



Q6. 納付手続き完了メールとはどのようなものですか？

「国税クレジットカードお支払サイト」において、メールアドレスを入力し、納付手続きが完了すると、「国税のクレジットカード納付手続き完了のお知らせ」という件名のメールが届きます。そのメールに納付情報等が記載されています。

Q7. クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限(税金を納める期限)よりも後になった場合、延滞税は発生しますか？

クレジットカード納付は、**納付手続きが完了した日**をもって納付したことになりますので、納付手続きが**法定納期限まで**に終了していれば延滞税は発生しません。

Q8. クレジットカード利用代金の支払回数は選べますか？

お支払は、一回払い・分割払いまたはリボ払いの中からお選びいただくことができます※。

なお、分割払い又はリボ払いの場合には、利用額に応じた決済手数料に加えて、各カード会社の定める手数料が発生する場合がありますので、詳細につきましては、カード会社にご確認下さい。

※ご利用されるクレジットカードにより、支払方法が選択できない場合があります。

Q9. 家族等の国税を納付することはできますか？

ご家族等の国税もクレジットカード納付は可能です。その際は、納付手続きの利用者情報にご家族等の情報を入力していただく必要があります。

なお、クレジットカード納付は、カードの名義人の方に行っていただきます。

クレジットカード納付のメリットは、カード利用金額に応じたポイントの付与等にありますが、ただし、現金納付等と比べて決済手数料等が別途かかりますのでその点を考慮に入れていただき、ご活用していただければと思います。詳細につきましては、弊社担当者までお問い合わせ下さい。

五味 淳一（以上）